

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を一部支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC（以下「会社」という。）に雇用され、同社の元請事業場であるD工業所（以下「工業所」という。）において構内下請の工員として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、工業所において1個約7キログラムある自動車部品を12個、台車と呼ばれる箱に積み、動かそうとした際に、右膝を負傷した（以下「本件負傷」という。）。

請求人は負傷後、痛みはあったがすぐには受診せず、同月〇日にE医院に受診し「右膝関節炎」と診断され、同年〇月〇日まで同医院に受診した後、Fセンターに転医し「右大腿骨内顆軟骨損傷」と診断された。さらに、請求人は、Gクリニックに転医し、治療を継続していた。

請求人は本件負傷について、業務上の災害によるものであるとして監督署長に第1回目及び第2回目の休業補償給付を請求したところ、監督署長は業務上の事由によるものと認め、これを支給する旨の処分を行った。

その後、請求人は、監督署長に対し、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間及び平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、医療機関への受診日については、療養のための休業と認

め、それ以外の日については支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人からの平成〇年〇月〇日以降の休業補償給付の請求について、医療機関への受診日以外は療養のため労働することができないために賃金を受けない日に当たらないとして不支給とした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の休業の必要性について、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月〇日以降、請求人は軽作業が可能であった旨述べており、またI医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「平成〇年〇月〇日から〇月〇日までの期間の状態としては、(中略) すわり仕事などの軽作業は可能であったと考えます。」と述べていることからみて、請求人は、平成〇年〇月〇日以降は軽作業に従事することが可能であったと判断することが妥当である。

したがって、通院日を除く請求期間について、「療養のための休業」であったと認めることはできない。

(2) この点、請求人は、平成〇年〇月〇日にH医師から軽易な作業なら仕事をしていいと指示された旨述べる一方、医師から「軽作業に就くことが可能」と言われたとしても、事業場に軽作業が準備されていない場合、請求人は労働す

ることができないから、この場合も休業補償給付を支給すべきである旨主張する。しかし、労災保険法上「労働することができない」とは、必ずしも負傷直前と同一の労働ができないというものではなく、一般的に働けないことをいうものであるから、仮に請求人の主張のごとく、会社もしくは工業所に軽作業がなかったとしても、上記（１）の判断を左右するものではない。

- 3 以上のとおりであるので、平成〇年〇月〇日以降は、医療機関への受診日以外は療養のため労働することができないために賃金を受けない日には該当しないと判断する。したがって、この判断に基づき監督署長が請求人に対してした休業補償給付を一部支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。